



固定資産税・都市計画税、 軽自動車税の納付は忘れずに

軽自動車税は廃車や譲渡の手続きをしない限り、登録されたまま毎年課税されてしまいますので、手続きのときに不備などがないようご注意ください。

軽自動車の廃車・名義変更の手続きを行っておらず、直接窓口で手続きができない場合は、広報あかびら3月号で代理手続の記事を掲載していますのでご確認ください。

【今月の納税】

固定資産税・都市計画税 第1期
軽自動車税 定期
納期限 5月31日(月)まで

市税などは、納付をしないまましていると延滞税が発生するほか、督促・滞納処分など法律にしたがい、預貯金・給与・保険・自動車・家財・不動産などを調査して差し押えを行ないます。納期限までに必ず納めましょう。

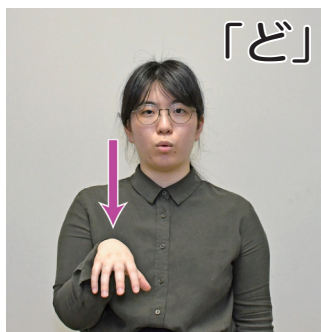
また、納めることができない場合は、放置せず、税務課窓口までご相談ください。

※軽自動車税の減免申請については15ページ(このページの左)に掲載しておりますのでご覧ください。

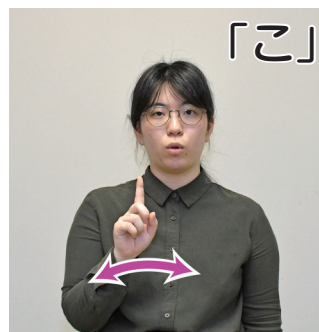
水道の

検針員・ 料金徴収 委託員を 募集します

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ●市内居住者で健康な方 ●自家用車での検針業務および集金などが可能な方
業務内容	水道メーターの検針、納付書配布、集金など、市水道事業の一部を請け負う個人の委託契約
報酬	月額152,130円(ただし、2カ月間(研修期間)は7割) ※健康保険、厚生年金、雇用保険はありません。
提出書類	写真付き履歴書1部(市販様式での提出も可)
応募期間	随時(採用者が決まり次第終了)
委託開始	7月1日予定
問合せ	上下水道課管理係 ☎32-2218



手のひらを下側に向けた
右手の指をかるく曲げ、
上から下におろす



右手人差し指を立てて、
胸の前で左右に振る



第46回

「どこ?」

手話モデル 福井 瑞季 さん
(赤平手話の会)

軽自動車税(種別割) 減免申請

問合せ 市税係 ☎32-2219

減免申請期間 **5月31日(月)まで**

- 申請期間を過ぎると受け付けできませんので、必ず期間内に申請をお願いします。
- 申請は、毎年行わなければなりません。

身体などに障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請することで減免制度を受けることができますので、申請期間内に手続きをしてください。

詳しくは…

軽自動車税(種別割)納税通知書に同封の「軽自動車税(種別割)減免申請について」をご覧ください。

適用基準

令和3年4月1日現在で、次の各手帳などの交付を受けている方で、用途、障がいの程度およびその車両の構造によって対象となります。

▶身体障害者手帳の交付を受けている方

▶知的障がいのある方

◎療育手帳の交付を受けている方

▶精神に障がいのある方

◎精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がいの等級が1級、2級、3級の方

▶戦傷病者手帳の交付を受けている方

◎戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方

▶特別仕様車

◎その構造がもっぱら身体障がい者などが利用するために造られた軽自動車

障がいの区分	対象等級など	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3、5級	
視覚	1～4級	
聴覚	2・3級	
平衡機能	3・5級	
音声機能	3級 咽頭摘出した場合に限る	
上肢不自由	1～3級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
心臓機能	1・3・4級	
じん臓機能	1・3・4級	
呼吸器機能	1・3・4級	
ぼうこう・直腸機能	1・3・4級	
小腸機能	1・3・4級	
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能	1～4級	
肝臓機能	1～4級	

減免対象となる軽自動車など

1 「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」で、

- (1)もっぱらその障がいのある方が運転するもの
- (2)もっぱらその障がいのある方の通院、通学などのため、その障がいのある方と生計を同じくする方が運転するもの

2 「障がいのある方のみで構成される世帯において、障がいのある方が所有する車両」で、その障がいのある方を常時介護する方がもっぱらその障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの

注意事項

- 減免は1人につき1台までです。(普通自動車税の減免を受けている方は対象外)
- 社会福祉課からタクシーチケットの交付を受けている方は対象外です。

申請に必要なもの(持参するもの)

- 軽自動車税(種別割)納税通知書
- 運転免許証(運転される方)
- 障害者手帳等
- 印鑑
- 車検証(特別仕様車の場合)
- 個人番号カードまたは個人番号通知カード(マイナンバー法の施行により必要となりました)